

新旧対照表

【砂糖の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて（昭和 40 年 10 月 1 日蔵関第 1095 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて</p> <p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の施行に伴う税関における取扱いは、下記によることとされたい。</p> <p>記</p> <p>（証明を必要とする指定糖）</p> <p>1 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「法」という。）第 5 条第 3 項《関税法第 70 条の規定の準用》の規定により、関税法第 70 条第 1 項の《証明》の規定に基づく証明を必要とする糖は、輸入される粗糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖及び特殊糖（分みつをした砂糖で、粗糖、精製糖、氷砂糖及び角砂糖以外のものをいう。）並びにこれらの砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したもの以外のもの（以下「指定糖」という。）で、当該指定糖の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が、国内産糖合理化目標価格に満たないものに限られる。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する指定糖については、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づく証明は必要としない。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>（証明を必要とする異性化糖等）</p> <p>2 ~ 6（省略）</p> <p>6 法第 5 条第 1 項又は第 11 条第 2 項の規定により機構に売り渡された粗糖以外の指定糖等については、当該指定糖について、関税定率法第 19 条第 1 項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び関税定率法第 13 条第 7 項又は第 19 条第 4 項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき並びに当該異性化糖等について関税定率法第 19 条第 1 項の規定によりその関税が免除される場合であって、同条第 4 項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったときは、当該指定糖等に係る機構の買入契約が解除されることとなっており（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）第 5 条及び第 19</p>	<p>砂糖の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて</p> <p>砂糖の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の施行に伴う税関における取扱いは、下記によることとされたい。</p> <p>記</p> <p>（証明を必要とする指定糖）</p> <p>1 砂糖の価格調整に関する法律（以下「法」という。）第 5 条第 3 項《関税法第 70 条の規定の準用》の規定により、関税法第 70 条第 1 項の《証明》の規定に基づく証明を必要とする糖は、輸入される粗糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖及び特殊糖（分みつをした砂糖で、粗糖、精製糖、氷砂糖及び角砂糖以外のものをいう。）並びにこれらの砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したもの以外のもの（以下「指定糖」という。）で、当該指定糖の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が、国内産糖合理化目標価格に満たないものに限られる。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する指定糖については、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づく証明は必要としない。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>（証明を必要とする異性化糖等）</p> <p>2 ~ 6（同左）</p> <p>6 法第 5 条第 1 項又は第 11 条第 2 項の規定により機構に売り渡された粗糖以外の指定糖等については、当該指定糖について、関税定率法第 19 条第 1 項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び関税定率法第 13 条第 7 項又は第 19 条第 4 項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき並びに当該異性化糖等について関税定率法第 19 条第 1 項の規定によりその関税が免除される場合であって、同条第 4 項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったときは、当該指定糖等に係る機構の買入契約が解除されることとなっており（砂糖の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）第 5 条及び第 19 条）機構</p>

新旧対照表

【砂糖の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて（昭和40年10月1日蔵関第1095号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>条) 機構においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p>	<p>においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p>
別紙様式1～3（省略）	別紙様式1～3（同左）